

# 「彫刻のあるまちづくり」事業の在り方に関する考察

## A Study of "Works of Art in Public Spaces Program"

竹田直樹

Naoki Takeda

千葉大学大学院自然科学研究科  
Graduate School of Chiba University

キーワード：彫刻 (sculpture), 芸術 (art), 都市環境 (urban environment)

### 1. 研究の目的

近年、都市環境における彫刻作品の設置事業、いわゆる「彫刻のあるまちづくり」事業が盛んに実施されている。都市環境における彫刻作品には、都市景観形成の視点から様々な機能や効果を見出すことが可能であるが、同時に彫刻作品は都市環境の公的な空間に設置されることにより、不特定多数の市民と関係をもつことになる。市民は身近な生活空間で日常的に彫刻作品に接することになり、彫刻作品が市民に与える教育的な効果は重要なものだと考えられる。この点については、近江(1984)が、マスローやハートレーによる、人が日常的に接することになる芸術作品が、その人の芸術作品に対する嗜好に与える影響に関する、絵画を用いた室内での実験の結果を紹介しているが、ここからも推測される。

環境教育を考える場合、自然と人間の関係が重視されがちであるが、都市環境における芸術作品と人間の関係も軽視することはできないと考えられる。自然と芸術は対局的な存在であると同時に人間との関係において対をなす存在だと考えられるから、双方を取り扱うことにより総合的な視点から環境教育を把握することが可能になると考えられる。

本研究は、都市環境の特に野外において市民が最も日常的に接することになる芸術作品の1つだと考えられる彫刻作品について研究するものである。具体的には、「彫刻のあるまちづくり」事業を

分析することにより、彫刻作品の作品内容設定の在り方について考察することを目的とする。教育的な視点から都市環境における彫刻作品をとらえた場合、作品内容をどのようにものにするのか、およびそれをどのようなプロセスで設定するのかという問題は最も重要な問題の1つだと考えられる。

都市環境における彫刻作品に関する客観的・科学的な視点からの研究は数が少なく、ロビネット(1976)による彫刻作品に対する市民の意識に関する研究、山田等(1984)による横浜市の彫刻作品の現状に関する研究、柴田等(1990)による概念的側面からの彫刻作品と設置場所の整合性に関する研究等が主なものとして上げられる。その他に筆者等による一連の研究があり、その中の1つに我が国の都市環境における彫刻作品の点数・概況を把握するために、全国の人口10万人以上の市・東京特別区に対してアンケート調査を実施し、回答の得られた156市区のデータを基に、彫刻作品の設置場所・全国レベルでの点数の経年変化・彫刻作品設置に関する事業の実施状況・設置主体・作品内容の地域格差等に関して取りまとめたものがある。(竹田・白井, 1989)。この際、「彫刻のあるまちづくり」事業の実施要綱等の資料を23の自治体から入手したが、これに関する具体的な分析を本研究において行なうものとする。

### 2. 問題の所在

現在の都市環境における彫刻作品は、純粋な芸

術作品が主流となっており、作品内容に関して宗教やイデオロギーとは意味的には無関係なものだと考えられる。しかし、本質的には、資本主義社会と密接な関係を有していると考えられ、この点で、過去の都市環境における彫刻作品といえる、仏教に関連する石仏や、全体主義的なイデオロギーに関連する銅像と同じように、社会が記念したり賛美したりする必要がある概念を可視化する、社会的なモニュメント〈記念碑〉の1つだと考えられる。

したがって、資本主義社会の公的空間の彫刻作品には、本質的に次の2つの社会的存在意義があるものと考えられる。

- ①資本主義社会における社会から自立した芸術の存在そのものを記念し賛美する意義。
- ②資本主義社会における社会から自立した芸術の存在を示すことにより、資本主義社会を記念し賛美する意義。

このような存在意義をもつ現在の都市環境における彫刻作品は、作品内容の在り方に関して矛盾を生じることになる。

上記の2つの存在意義から、作品内容に対して次の2点が求められることになる。

- ①高い芸術性をもつこと。
- ②資本主義社会における民主主義の原理にしたがい、不特定多数の市民に好まれること。つまり、大衆性をもつこと。

資本主義社会において、芸術性に対する価値観は一部の芸術家と評論家の間で醸成されるもので、一般市民には理解しにくい乖離したものになっている。したがって、芸術性が高いとされている作品が必ずしも大衆性をもつ作品だとは限らないと考えられる。このため、上記の2点の方向性には異なる側面が存在すると考えられる。これは、現在の都市環境における彫刻作品の作品内容の在り方に関する原理的な問題点だと考えられる。

都市環境における彫刻作品は上記のような社会性をもつものだと考えられるが、各都市の「彫刻のあるまちづくり」事業の実施要綱等から読み取るかぎり、彫刻作品が都市環境において発揮し得ると考えられる次のような機能に基づき、彫刻作

品の導入事業は推進されている。

- ①彫刻作品によって都市環境を修景し、美観にすぐれたものとする。
- ②彫刻作品を導入することにより、文化的な要素を取り入れ、うるおいのある都市環境を創造する。
- ③彫刻作品により地方の特色や個性を可視化して、都市のアイデンティティの回復をはかる。
- ④市民に芸術を普及啓蒙する。
- ⑤作品の発表の機会を提供することにより、芸術家を育成する。

これらの機能は、彫刻作品を主として都市環境整備と文化振興施策の視点からとらえた機能だと考えることができるが、どちらかというところ前者の視点が重要視されているといえる。

以上を大局的に総括することにより問題点を集約すると次の2点にまとめることができる。

- 1)資本主義社会における芸術作品としての都市環境における彫刻作品は、作品内容の在り方に関して、高い芸術性と大衆性を同時に求められるが、芸術性の高い作品は必ずしも大衆性の高い作品ではなく、この逆の関係も成立している。したがって、この点に関して、作品内容の在り方に関する原理的な問題点が存在するといえ、作品内容の設定が難しいものとなる。
- 2)都市環境における彫刻作品は設置される場所と関連をもつことになる。作品内容と設置場所の関係が整合的なものとなることが重要だといえる。したがって、作品内容の設定において場所との関係をどのように成り立たせるかという問題が発生する。

そこで、次に実際の「彫刻のあるまちづくり」事業において、上記の2点の問題点がどのように取り扱われているのかを分析することにより、問題解決の在り方について考察するものとする。

### 3. 研究の方法

我が国において現在展開されている「彫刻のあるまちづくり」事業に関しては、前述したように23の自治体から得られた事業の実施要綱等の資料によって制度の内容を把握する。ただし、この資

料は1987年4月までに入手したものであるため、1990年5月に各自治体に対し、最新の資料を請求し入手した。

アメリカ合衆国における同様の事業に関しては、文献をもとに制度の内容を把握する。アメリカ合衆国は第2次大戦前から、独自の美術政策を展開しており、最も先進的な手法により都市環境における彫刻作品の設置事業を展開しているといえるからである。

#### 4. 我が国の「彫刻のあるまちづくり」事業における作品内容の設定のプロセスの概要

##### (1) プロセスの概要

我が国において展開されている「彫刻のあるまちづくり」事業における作品内容の設定のプロセスは大きく、a. 一般公募コンペ方式、b. 指名コンペ方式、c. 制作者指定制作依頼方式、d. 既製作品購入方式、e. 作品現地制作方式の5つに分類できる。各方式の概要、事業のフローチャート、代表例については表-1に示す。ただし、1つの方式により一貫して行っている自治体、いくつかの方式を併用している自治体、あるいは、作品ごとに適切な方法で行っている自治体がある。

これら5つの方式に共通している点は、事業の運営の中で各段階において設置場所・作品・制作者の選定を行う、決定機関としての委員会を組織している点である。ただし、委員会の他に各種の事務的な作業を担当する事務局としてのワーキンググループが存在するのが一般的で、直接的な事業の運営は、このワーキンググループが担当することが多いといえる。ワーキンググループは自治体の職員や民間のコンサルタントが委託業務として担当するケースが多いが、結果として、委員会はワーキンググループの作成する複数の案の中から適切なものを選択するという役割が具体的な責務になるといえる。次に委員会の構成について整理する。

##### (2) 委員会について

各都市の「彫刻のあるまちづくり」事業の実施

要綱等を見ると、委員会の名称は、作品選定委員会、選考委員会等様々であるが構成は各方式とも次のようなメンバーとなるのが一般的なことがわかった。

##### a. 美術に関する専門家

美術館関係者(学芸員)、美術評論家、該当する事業に制作者として関与しない著名な彫刻家等。

##### b. 都市計画、造園、建築等の専門家

大学関係者であることが多い。

##### c. 自治体関係者

事業を担当する所管の責任者であることが多い。担当所管は、都市計画課や公園課等の建設部門あるいは、文化振興課、教育委員会等の文化・教育部門であるのが一般的であるが両者が共同で担当することは希である。

##### d. 民間の資金の出資者

事業にかかわる資金の一部あるいは全てを民間が拠出する場合に、関係者が入る場合がある。地元の有力企業の経営者である場合が多い。

上記の全てのメンバーが必ず含まれるとは限らないが、a. 美術に関する専門家、b. 都市計画、造園、建築等の専門家、c. 自治体関係者は含まれるのが一般的である。この他に、地元の新聞、テレビ等のマスコミ関係者が含まれる場合がある。これは、市民に対する広報活動を円滑にする目的があると考えられる。人数は少ない場合5名程度、多い場合は20名程度である。

##### (3) 作品の芸術性の内容の設定について

前述したように、社会的な観点から作品における芸術性の内容を考えるとき、高い芸術性と大衆性という点において矛盾が生じてしまう。ただし、すでに評価が確立された制作者の作品はこの両面を満たしやすい傾向がみられる。しかし、このような作品は、価格が高いし、このような作品を積極的に選択することは、芸術の発展に対する貢献の側面が失われやすいものと考えられる。

##### ① 委員会の構成からみた検討

我が国の場合、作品あるいは制作者を選定するプロセスにおいて市民参加の機会はほとんど設けられていないため、作品の大衆性、つまり、

表-1. 我が国の「彫刻のあるまちづくり」事業の制度の類型

方式	一般公募コンペ方式	指名コンペ方式	制作者指定制作依頼方式	既製作品購入方式	作品現地制作方式
概要	一般公募よりコンペティションを開催し、野外彫刻展として公園で公開し、入賞作品を買い上げ適切な場所を探して設置する。	設置場所を指定して、複数の制作者を指名してコンペティションを行い、作品を決定し設置する。	設置場所に適切な作風・条件の制作者を選定し、設置場所に合わせて作品を制作してもらい設置する。	作品集・展覧会カタログ等の資料あるいは美術館・画廊等で実物を見て、設置場所に適した作品を選び購入設置する。	10名程度の制作者を選定し、同じ場所で期限を決めて制作してもらう。制作風景を市民に公開し、完成した作品を適切な場所を探して設置する。
事業のフローチャート	<p>一般公募 [本]</p> <p>↓</p> <p>制作作品の模型出品 [制]</p> <p>↓</p> <p>制作作品の審査・決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>野外彫刻展開催 [制・本]</p> <p>↓</p> <p>買い取り作品の決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>設置場所の選定・設置 [委・本]</p>	<p>設置場所選定 [本]</p> <p>(最初から決定している場合が多い)</p> <p>↓</p> <p>指名制作者のリスト作成 [本]</p> <p>↓</p> <p>指名制作者の決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>制作者の設置場所視察 [制]</p> <p>↓</p> <p>模型制作 [制]</p> <p>↓</p> <p>制作作品の審査・決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>作品制作・設置 [制・本]</p>	<p>設置場所選定 [委・本]</p> <p>(最初から決定している場合もある。)</p> <p>↓</p> <p>制作者候補リスト作成 [本]</p> <p>↓</p> <p>制作者決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>制作者の設置場所視察 [制]</p> <p>↓</p> <p>作品案(模型)の作成 [委]</p> <p>↓</p> <p>制作作品決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>作品制作・設置 [制・本]</p>	<p>設置場所選定 [委・本]</p> <p>(最初から決定している場合もある。)</p> <p>↓</p> <p>購入作品候補リスト作成 [本]</p> <p>↓</p> <p>購入作品決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>購入・設置 [本]</p>	<p>制作者候補リスト作成 [本]</p> <p>↓</p> <p>制作者決定 [委]</p> <p>↓</p> <p>作品制作・公開 [制・本]</p> <p>↓</p> <p>設置場所の選定・設置 [委・本]</p>
代例	宇部市・神戸市(現代日本彫刻展) 神戸市(神戸具象彫刻展)	横浜市(横浜駅西ロシンボルタワー) 名古屋市(名城公園水の広場)	仙台市(彫刻のあるまちづくり事業) 横浜市(綱島彫刻設置事業) 前橋市、熊谷市、八千代市、習志野市、練馬区、高岡市、富士市、広島市、沼岡市、	長野市(長野市野外彫刻賞) 神戸市(フラワーロード) 横浜市(大通り公園) 旭川市、沼津市、北九州市、大分市、	八王子市(八王子彫刻シンポジウム) 高知市(野外彫刻展) 岐阜市(長良川野外彫刻展) 帯広市(彫刻の森)

[制] - 制作者  
[委] - 委員会  
[本] - ワーキンググループ等の事務局

より多くの市民に受け入れやすいという側面は、委員会の判断にゆだねられることになる。したがって、「このような作品が多くの市民に受け入れやすいに違いない」というような委員会の推測に基づくものだと考えることができる。委員会には、自治体関係者が含まれるのが一般的であるが、自治体関係者は事業の経費を公的な財源に依存するしないに関わらず、基本的に市民のために作品を選定しようと考え、具体的には、より多くの市民に好まれやすい作品を選定したいと考える可能性があるといえる。ただし、市民の作品に対する好みは時間と共に変化することが知られている。設置された直後には不評でも、時間の経過とともに評価が変化する事例が Heaney (1981) によって紹介されている。しかし、民主主義の原理により運営される自治体には数年ごとに選挙があるから、長期的な観点で市民の好みを考えにくい側面があるという指摘もみられる。<sup>1)</sup>したがって、自治体関係者による判断によって、現状の市民に好まれる作品、つまり、流行を考慮した大衆的な作品の選定の可能性が考えられる。自治体関係者が常に大衆性のある作品を選択するとは限らないが、少なくとも不特定多数の市民の福利厚生を果たす責務を負う公務員としての立場から考慮すると、芸術性の高さに関する価値以外に、より多くの市民に受け入れやすいという価値も重視するものと考えられる。

芸術性の高い作品の選択にあたっては、美術に関する専門家の判断が期待される。美術館関係者、美術評論家、彫刻家は、いうまでもなく芸術性に関する価値判断を行う場合に主体となる存在である。しかし、こうした専門家が必ず芸術性の高い作品を選択する判断をするとは限らない。都市環境における彫刻作品は美術館の作品と異なり、美術に関心のない多くの一般市民が日常的に目にすることになる作品であるから、芸術性の高さよりも大衆性を優先する可能性も考えられる。ただし、評価の定まっていない制作者の作品の芸術性に対する判断は、美術に関する専門家の判断に期待する必要があると

いえ、美術に関する専門家は、こうした作品の中から、芸術性の高いものを見抜く能力を期待されているといえる。

## ②作品選定のプロセスから見た検討

大衆性の高い作品の選定の視点からみた場合、5つの作品選定方式のうち、指名コンペ方式、制作者指定制作依頼方式、作品現地制作方式は、制作者の選定の段階において、大衆性の高い作品の制作を行う制作者を選択することによって目的を達成することができると考えられる。また、既製作品購入方式は、他の方式と比較した場合に多くの作品の中から自由に作品を選択できるといえ、大衆性の高い作品を選択することも基本的には行いやすいと考えられる。

一般公募コンペ方式は、審査を作品模型あるいは実際の作品によって行うが、実際には美術展覧会としての審査となるため、審査の基準は、大衆性ではなく芸術性の高さになるといえる。そのため、必ずしも大衆性の高い作品が入賞し買い取られるとは限らないといえる。

次に、芸術性の高い作品の選定の視点からみた場合、大衆性の高い作品の場合と同様に、指名コンペ方式、制作者指定制作依頼方式、作品現地制作方式は、制作者の選定の段階において、芸術性の高い作品の制作を行う制作者を選択することによって目的を達成することができると考えられる。また、既製作品購入方式は、作品の選択時に可能だと考えられる。

ただし、作品現地制作方式は制作風景を市民に公開しながら野外で行うことになり、素材も石に限定されるために、著名な制作者の参加はほとんど期待できない。したがって、芸術性の高い作品を選定するという視点からは、現実的には不適切な方式にならざるを得ないといえる。

一般公募コンペ方式は、基本的に作品審査の基準が芸術性の高さに関して行われるので、芸術性の高い作品が入賞し買い取られるといえるが、実際には一部の権威のあるコンペ以外、実力のある制作者は参加しないため、必ずしも芸術性の高い作品が選択できるとは限らない。

#### (4)設置場所との関係における作品内容の設定について

##### ①委員会の構成からみた検討

委員会において、作品と設置場所の関係について判断を担当するのは都市計画・造園・建築等の専門家だと考えられる。具体的な判断の内容は、a. 作品の設置場所、b. 設置場所を踏まえた作品内容の検討、c. 設置場所の環境整備の内容等だと考えられる。

しかし、こうした専門家による検討だけでは、作品と設置場所の関係が十分に整えられるとはいえない。彫刻作品の制作者が、作品の設置される場所を熟知して、作品の制作により環境整備に参加するという形態をとることが理想的だといえる。なぜなら、彫刻は建築や造園と同じように空間に立地するものであるから、彫刻家は建築家や造園家と同じように空間に対する認識を有しており<sup>2)</sup>、この認識の中で作品を制作することが設置場所との整合的な関係を有する作品のために重要だと考えられるからである。

##### ②作品選定のプロセスからみた検討

一般公募コンペ方式、既製作品購入方式は、どちらも制作者が作品の制作にあたって、設置される場所を意識していないため、作品内容に設置される場所の状況が反映されることがない。作品現地制作方式も公園等で制作が行なわれるが、実際の作品の設置場所は制作場所と異なり、具体的な設置場所を意識した制作にはならない。また、既製作品購入方式は、設置場所を予め設定して、そこに適合する作品を選択することができるが、一般公募コンペ方式と作品現地制作方式は、買い取った作品を設置するために適切な場所をみつける必要があり、適切な場所が必ずしもあるとは限らないため、もっとも作品と設置場所の関係を総合的なものとしにくい方式だといえる。

指名コンペ方式と制作者指定制作依頼方式は、制作者が実際に設置場所を意識して制作できるため、作品に設置場所が反映したものとなりやすい。特に制作者指定制作依頼方式は、設

置場所が厳密に設定されているとは限らず、ある程度制作者に設置場所の選択の余地が残されている場合があり、制作者にとって、設置場所の条件を作品に反映させる場合有利になりやすい。

## 5. アメリカの作品選定の方式

### (1)アメリカの美術政策の概要

アメリカ合衆国は、我が国と異なり国家レベルでの美術政策を有している。大きくは、公共施設庁〈GSA〉と全米芸術基金〈NEA〉の2本立てになっている。(桑原, 1983) また、1988年度で20都市になっている〈% for Arts〉の条例も重要である。(Jonson, 1988)

GSAの政策名は「美術を建築に」というもので、1963年度より実施されており、公的な建築物の建設にあたって、工事費の0.5%を美術作品にあてるというもので、主として彫刻作品が対象となっている。(桑原, 1983) 〈% for Arts〉の条例はGSAの地方版といえるもので、同様に1%から2%を美術作品にあてるものである。(Jonson, 1988) このような建築物の建設時に工事費の一定の範囲内で美術作品を導入しようとする制度は、1960年にフランスにおいて始まったもので、我が国においても近年、神奈川県などで条例化されている。(国吉, 1990)

我が国における「彫刻のあるまちづくり」事業に相当する政策は、NEAによる政策で政策名は「公共空間における美術作品設置計画」とされている。これは、1966年から実施されているもので、自治体や非営利団体に美術作品設置経費の半額にあたるマッチングファンドを支給するものである。(桑原, 1983) したがって、アメリカにおける都市環境における彫刻作品の設置事業は基本的にNEAのマッチファンドを受給して行われるため、作品選定の方法も、NEAの定める方法により実施されることになる。そのため我が国におけるように、各自治体が独自の方法により実施するのではなく、整った方法に基づき実施されているといえる。

## (2)NEA の作品選定のプロセス

NEA の作品選定の方式には、我が国における、制作者指定制作依頼方式、指名コンペ方式、既製作品購入方式に相当するものがあるが、既製作品購入方式はわずかで、大部分が前者2つの方式によって実施されている。この2つの方式の原理は基本的に我が国のものと共通しているが細かな点で異なる。この点についてはHarney (1981) が詳細を報告しているためこれを要約して次の①②に概要を説明する。

### ①NEA による制作者指定制作依頼方式

最も、頻繁に行われている方法である。委員会が組織されこれが主体となって事業を運営する。委員会は、自治体によって組織されるが、主として美術に関する専門家により構成され、自治体関係者と民間の資金の出資者は含まれない。

設置場所は、委員会によって決定されるが、開発・再開発事業等に付随して最初から決まっている場合もある。このとき市民による公聴会を実施して十分に討議する。これは情報公開の第1段階だといえ、以後各段階で情報公開を頻繁に行うことになる。具体的には、設置場所の決定・制作者の候補の決定・制作者の決定・作品案の決定・作品の決定の各段階において、公聴会あるいはマスコミを利用して情報公開が実施される。設置場所の選定の次に、委員会は制作者を選定するための小委員会を組織する。小委員会は自治体とNEAの両方が認める美術に関する専門家6名により構成される。この人事作業と平行して委員会によってNEAに対してマッチングファンド受給の事務手続きが行われるが、これは、制作者の選定、マッチングファンド以外の残りの資金集めに大きな影響を与えるため、予算の概算を決定する作業は特に慎重に行われる。

小委員会が組織されると、制作者の選定に先立ち、設置場所を視察し、設置場所が適切かどうか検討する。このとき、設置場所の変更や、設置場所を制作者決定後に持ち越す決定が行われる場合がある。つづいて、小委員会は都市計

画・造園・建築等の専門家の意見を考慮しながら制作者を決定する。小委員会の役割はここまでである。

制作者が決定すると制作者は作品案を作成し、これを委員会が承認すると、作品の制作・設置が実施される。

### ②NEA の指名コンペ方式

前述の制作者指定制作依頼方式と制作者の選定の段階までは同様である。制作者は3から4名程度指名される。制作者により提出される作品案から設置する作品を選定する作業は、提出された作品案の模型等を市街の目立つところに展示して投票箱を設置したり、テレビや新聞を利用して投票を行うなど市民の投票により決定する。

## (3)NEA の方式の分析

### ①作品の芸術性の内容の設定について

NEAの制作者指定制作依頼方式は、委員会が決定機関としての役割以外に事業の事務的作業を担当するワーキンググループの機能をもつこと、制作者の決定が美術の専門家による小委員会により行われ、作品の決定が自治体関係者や民間の資金の出資者を含まない委員会によって行われること、各段階での情報公開が頻繁に行なわれるという点で我が国の方式と異なる。特に小委員会が、自治体や資金の出資者から完全に独立した組織として機能するように設定されている点で、我が国の場合と比較して、作品の大衆性に対する考慮を排除し、芸術性の高さに対する考慮を重視しやすい構造が整えられており、同時に長期的、大局的な視点に立った判断が行いやすいと考えられる。

指名コンペ方式の場合、制作者の選定まではプロセスとして、制作者指定制作依頼方式と同様であるから原理的にも同じものだといえるが、作品の選定を直接市民に行わせるところが我が国の方式と異なる。この点で、大衆性を重視しているといえる。ただし、制作者の選定の段階までで、芸術性の高さの問題も十分に考慮することが可能だといえる。

## ②設置場所との関係における作品内容の設定について

制作者指定制作依頼方式と指名コンペ方式が、制作者が作品の設置される場所を意識して作品の制作を行うことができるのは我が国の場合と同様である。制作者を選定する小委員会には、都市計画・造園・建築の専門家は含まれず、これらの専門家の意見を考慮する形式がとられていることから、作品と場所との関係は、どちらかという作品の制作者と美術の専門家により判断される比重が高いと考えられる。

### 6. 問題解決の在り方について

我が国とアメリカ合衆国の作品選定のプロセスを比較すると、作品の芸術性の内容に関する設定の考え方に特に違いがみられる。アメリカの方式は、作品の大衆性を軽視しているわけではないが、どちらかという芸術性の高い作品の選択がしやすい構造になっているといえる。さらに、作品選定のプロセスにおいて、市民に対する情報公開を重視し、市民参加の機会を設けることにより、作品が市民にとって身近なものとなり結果として大衆性を創造しようとする傾向がみられる。また、長期的・大局的な視点に立ち芸術性の内容を判断しようとする場合、自治体や資金の出資者から独立した小委員会を組織するのは効果的な方法だと考えられる。

我が国の作品選定のプロセスは、市民に対する情報公開が、一般的には作品が設置され除幕されるときにマスコミを利用して行なわれる程度であり、設置場所・制作者・作品内容の決定に際し市民参加の機会がほとんど設けられていない。作品が市民にとって身近なものとなるためには、作品の選定のプロセスが市民に示され、市民が参加することが重要だと考えられる。ただし、一般公募コンペ方式と作品現地制作方式はこの点ではすぐれた方式だといえる。

作品内容に関して、大衆性の高さと芸術性の高さのどちらを重視するのが適切かという問題は、一概に結論することはできないが、双方の概念には対立する部分が存在するが、どちらも重視する

ことが理想的だといえる。したがって、芸術性の高い作品を選定する中で、作品選定のプロセスを利用して作品の大衆性を醸成しようとする考え方は、前述した作品内容の在り方に関する原理的な問題点を解決しようとするものだと考えることができる。

また、設置場所との関係における作品内容の設定の在り方としては、作品の制作者が設置場所を意識して作品の制作を行うことが大切である。特に、一般公募コンペ方式や作品現地制作方式におけるように、入手した作品に適切な設置場所をさがす方法は、実際には、対象となる作品の大きさ・イメージ・テーマ等に適合する設置場所を選定することが困難なことが多いと推測され、適切な方法とは考えられない。アメリカ合衆国において、このような方法は現在採用されていない。

(Harney, 1981) 基本的には、設置場所と作品との整合的な関係は、作品の制作者の能力を十分に利用して成り立たせることが適切な方法だと考えられる。

### 補注

1) この点についてピエール・シュナイダーは下記の論文の中で次のように述べている。

「一般に、国家の文化政策は現在よりも過去、実験よりも教育を優先する。つまるところ、そこには常に国民（とりもなおさず選挙の際の有権者）から文句をいわれないように、エリート主義などと批判されないようにという配慮が働いているのである。（中略）民主主義国家のそうした文化政策の偏向が意図的に仕組まれたものであるなら、それを是正するのは比較的容易であるかもしれない。しかし、遺憾ながら、そうした偏向は民主主義の本質そのものに内在する性格なのである。」

ピエール・シュナイダー：古川武司訳、「1%の正しい使い方」現代彫刻懇親会（編）、世界の広場と彫刻、中央公論社、1983. pp. 80-83.

2) 彫刻家の中には、都市環境に対して強い関心をもっている制作者が多く存在し、近年は積極的



に都市計画に参加する事例が見られる。このような事例のうち、フランスに関するものが展覧会として企画され、「芸術が都市をひらく—フランスの芸術と都市計画」という題名で、1990年から1991年にかけて、茨城県つくば美術館、国立国際美術館等で開催されている。

#### 引用文献

Harney, Leon A., (1981), Art in Public Places, Partners for Livable Places : NY. pp. 15-17. pp. 65-80.

Jonson, Jory A., “% for Arts” Landscape Architecture : 121-29, 7/8, 1988.

国吉直行, 「日本各都市における都市づくりと芸術・デザイン」 「芸術が都市をひらく」展実行委員会 (刊), 1990. p. 132.

桑原住雄, 「アメリカのNEAとGSAの活動」現代彫刻懇親会 (編), 世界の広場と彫刻, 中央公論社, 1983. pp. 247-49.

近江源太郎 (1984), 造形心理学, 福村出版. p. 141.

Robinette, Margaret A., (1976), Outdoor Sculpture, WHITNEY LIBRARY OF DESIGN : NY. pp. 153-78.

柴田恵子・斎藤潮・中村良夫「都市デザインにおけるオブジェの意義に関する研究」造園雑誌, 53-5 : 329-34, 1990.

竹田直樹・白井彦衛「都市環境における芸術の導入手法Ⅰ. 公共彫刻の特性について」千葉大学園芸学部学術報告, 42 : 19-27, 1989.

山田泰夫・塚田洋一「都市環境と彫刻」横浜市企画財政局調査季報, 80 : 49-60, 1984.

